

鹿児島工業高等専門学校総務企画委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、総務企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画・中期目標に関する事。
- (2) 教育研究体制整備に関する事。
- (3) 学生のキャリア支援に関する事。
- (4) 広報に関する事。
- (5) FD・SDに関する事。
- (6) 所掌業務に係る内部質保証に関する事。
- (7) その他校長が必要と認める事。

2 委員会は、鹿児島工業高等専門学校内部質保証委員会規則第5条第1項に規定する専門委員会の役割を担うものとし、内部質保証委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の具体的項目に関する事。
- (2) 機関別認証評価に関する事。
- (3) その他内部質保証委員会が必要と認める事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長（総務企画主事）
- (2) 副校長補佐（男女共同参画担当）
- (3) 総務企画主事補
- (4) 広報センター長
- (5) キャリア支援室長
- (6) 類から推薦された教員 各1名
- (7) リベラルアーツ系から推薦された教員 1名
- (8) 総務課長及び学生課長
- (9) その他校長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第6号、第7号及び第9号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（総務企画主事）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

（専門委員会）

第7条 委員会に必要なに応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

第8条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 鹿児島工業高等専門学校FD委員会規則及び鹿児島工業高等専門学校広報委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年2月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年11月6日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。